

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 訓 令

○福島県職員服務規程の一部を改正する訓令

五三

### 告 示

○生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件

五三

○生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件

五三

○生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件

五三

○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件

五三

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件

五三

○大規模小売店舗の変更の届出につ

五三

いて意見があった件二件  
○地籍調査の成果について認証した件

五三

○道路の区域を変更する件五件  
○道路の供用を開始する件三件

五四

○市街地再開発組合から理事長の氏名及び住所の届出があった件

五三

### 公 告

○免稅証を無効とする件

五三

○一般競争入札を行う件二件

五三

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件

五三

○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習として指定した件

五三

○大規模小売店舗立地法第八条第七項の規定により変更の届出があった件

五三

○都市計画法により公聴会を開催する件

五三

○指定管理者を募集する件

五三

平成十九年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

### 福島県職員服務規程の一部を改正する訓令

福島県職員服務規程(昭和五十二年福島県訓令第二号)の一部を次のように改正する。  
第二十二條第四項中「第九條第一項」を「第十九條第一項」に改める。

### 附 則

この訓令は、平成十九年八月一日から施行する。

(人事領域人事グループ)

## 告 示

### 福島県告示第五百二十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九條の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年七月三十一日

福島県知事 藤 雄平

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
桜台クリニック	福島市田沢字桜台三六一八	平成一九年六月一日
みやのもりクリニック	須賀川市森宿字横見根一三二三	同 年 七月一七日
すぎやまこどもクリニック	相馬市大曲字大毛内五一一一	同 年 同月三日
篠木歯科医院	福島市旭町四一二六	同 年 五月一日
池田歯科医院	伊達市梁川町右城町四六一一	同 年 四月一日
やぎた調剤薬局	福島市八木田字中島五六一一	同 年 六月一日
つばさ調剤薬局	須賀川市森宿字横見根一三二八六	同 年 七月一日
エムズ薬局	南相馬市原町区日の出町一二六一三	同
クオール薬局南会津店	南会津郡南会津町永田字下川原八一四	同

(生活福祉領域地域福祉グループ)

### 福島県訓令第二十号

## 訓 令

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

本 庁 機 関  
出 先 機 関

### 福島県告示第五百二十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十條の二の規定により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。

平成十九年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

名	変 更 前	変 更 後	所 在 地
おりの整形外科クリニック	とりごえ整形外科クリニック	石川郡石川町大字形見字尾巻一八四一	

(生活福祉領域地域福祉グループ)

福島県告示第五百二十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。

平成十九年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後
小松歯科医院	須賀川市森宿字里内一〇〇一六	須賀川市吉見根字土橋五六六
福島医療生協訪問看護ほほえみステーション	福島市豊田町二一一〇	福島市渡利字中江町三八一

(生活福祉領域地域福祉グループ)

福島県告示第五百二十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成十九年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称	所 在 地	廃止年月日
篠木歯科医院	福島市五老内町四一六	平成一九年四月三〇日

池田歯科医院	伊達市梁川町右城町四六一	同 年
--------	--------------	-----

月田歯科医院

石川郡玉川村大字中宇道上六一二

三月三十一日

やぎた調剤薬局

福島市八木田字中島五六一

同 年

(生活福祉領域地域福祉グループ)

福島県告示第五百二十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成十九年七月三十一日から同年十一月三十日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマダ電機テックランドいわき平田 いわき市平上荒川字堀ノ内十三一一ほか  
変更した事項
- 二 大規模小売店舗の所在地  
(変更前) いわき市平上荒川字堀ノ内十三一一ほか  
(変更後) いわき市平上荒川字堀ノ内十三一一ほか  
変更した年月日  
平成十九年七月十九日
- 三 届出年月日  
平成十九年七月十九日
- 四 届出をした者  
株式会社ヤマダ電機

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第五百三十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年七月三十一日から同年八月三十一日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
会津サティ 会津若松市駅前町四百二十番地二ほか

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

**福島県告示第五百三十一号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年七月三十一日から同年八月三十一日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
アピタ会津若松店 会津若松市神指町大字南四合字幕内南百五十四番ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

**福島県告示第五百三十二号**

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、南会津郡南会津町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成十九年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 調査を行った者の名称  
南郷村
- 二 成果の名称  
南会津郡南郷村大字和泉田の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村整備領域農地管理グループ)

**福島県告示第五百三十三号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県中建設事務所平成十九年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区	間	変更前 敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
-----	---	---	------------------------	--------------

路線名	区	間	変更前	三五・〇
			変更後	四七・〇
路線名	区	間	変更前	二九・〇
			変更後	四一・五

(道路領域道路企画グループ)

**福島県告示第五百三十四号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県中建設事務所平成十九年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区	間	変更前	二〇・四
			変更後	四二・〇
路線名	区	間	変更前	二〇・二
			変更後	二五・〇

(道路領域道路企画グループ)

**福島県告示第五百三十五号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県中建設事務所平成十九年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区	間	変更前 敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
-----	---	---	------------------------	--------------

福島県告示第五百三十七号

路線名 県道小川 赤井平線	区 間	変更前 変後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	いわき市好間町愛谷字 追切五五番一地从先から 同 市好間町川中子 字加賀分六二番三地从 先まで	変更前 A 七・六 三三・四	七・六 三三・四	二九六・一
同 市好間町愛谷字 追切五五番一地从先から 同 市好間町愛谷字 下川原四一番四地从先 まで	変更後 B 一〇・〇 三三・四	変更後 B 一〇・〇 三三・四	一〇・〇 三三・四	二二八・三

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第五百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県いわき建設事務所平成十九年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名 県道荒井 郡山線	区 間	変更前 変後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	郡山市喜久田町字四十 坦六番三六地先から 同 市富田町字逆池下 一番一五地先まで	変更前 一三・〇 一七・〇	一三・〇 一七・〇	一、六九〇・一
同 市富田町字逆池下 一番一五地先まで	変更後 一三・〇 二四・七	変更後 一三・〇 二四・七	一三・〇 二四・七	一、六九〇・一

(道路領域道路企画グループ)

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県いわき建設事務所平成十九年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名 県道小川 赤井平線	区 間	変更前 変後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	いわき市好間町愛谷字 追切五五番一地从先から 同 市好間町川中子 字加賀分六二番三地从 先まで	変更前 A 七・六 三三・四	七・六 三三・四	二九六・一
同 市好間町愛谷字 追切五五番一地从先から 同 市好間町愛谷字 下川原四一番四地从先 まで	変更後 B 一〇・〇 三三・四	変更後 B 一〇・〇 三三・四	一〇・〇 三三・四	二二八・三

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第五百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県県中建設事務所平成十九年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の日

県道荒井郡山線

郡山市喜久田町字四十坦六番三六地先から  
同 市富田町字乙路後五三番一地先まで  
平成一九年  
七月二二日

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第五百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県いわき建設事務所で平成十九年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成十九年七月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道小川赤井平線	いわき市好間町愛谷字追切五五番一地先から 同 市好間町愛谷字下川原四一番四地先まで	平成一九年 七月二二日

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第五百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県会津若松建設事務所で平成十九年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成十九年七月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道浜崎高野会津若松線	河沼郡湯川村大字湊字仲田三五番一地先から 同 郡同 村大字湊字仲田二四番一地先まで	平成一九年 七月二二日

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第五百四十一号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により、郡山駅前一丁目第一地区市街地再開発組合から理事長の氏名及び住所について、次のとおり

届出があった。

平成十九年七月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 氏名 湯浅伸郎
- 二 住所 郡山市開成五丁目三番十七号

(建築領域建築指導グループ)

公 告

公告第四百四十一号

次の軽油引取税免税証については、平成十九年七月十八日南会津郡下郷町内において亡失した旨届出があったので、同日以降当該軽油引取税免税証は無効とする。  
平成十九年七月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

亡失した軽油引取税免税証の様式及び種類	番 号	枚 数
一 地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二号)第一八条に規定する第三六号様式 一〇リットル券	FC五〇六〇〇二七七 FC五〇六〇〇二七八 FC五〇六〇〇二七九 FF五〇七〇〇九五	三枚 一枚
二 同条に規定する第三六号様式五〇リットル券	FG五〇六〇〇四七九	一枚
三 同条に規定する第三六号様式一〇〇リットル券	FH五〇七〇〇一二九 FH五〇七〇〇一三〇 FH五〇七〇〇一三一 FH五〇七〇〇一三二 FH五〇七〇〇一三四	五枚
四 同条に規定する第三六号様式二〇〇リットル券		

(財務領域課税収税グループ)

公告第四百四十二号

平成十九年商業統計調査電子計算機処理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六十七号の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下



「財務規則」という。）第二百四十六条第一項の規定により公告する。  
平成十九年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 入札に付する事項

- 1 件名及び数量 平成十九年商業統計調査電子計算機処理業務 一式
- 2 業務の様式等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 契約締結日から平成二十年三月二十五日まで
- 4 履行場所 仕様書による。

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書を次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、平成十九年八月十日（金）午後五時までに当該申請を行わなかったときは、当該資格が与えられない場合がある。

郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号

福島県企画調整部情報統計領域統計調査グループ

電話〇二四―五二一―七一四七

四 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三に掲げる場所に同じ。

2 入札説明会の日時及び場所 平成十九年八月三日（金）午後一時三十分 福島県自治会館四階四〇二会議室（福島県福島市中町八番二号）

3 入札及び開札の日時及び場所 平成十九年八月二十二日（水）午後一時三十分 福島県庁西庁舎十二階第二会議室（福島県福島市杉妻町二番十六号）

4 その他 郵便による入札は、不可とする。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に

七 入札の無効

関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

八 その他

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

1 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

（情報統計領域統計調査グループ）

要

（情報統計領域統計調査グループ）

公告第443号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県ハイテクプラザコンピュータネットワークシステムの貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成19年7月31日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量 福島県ハイテクプラザコンピュータネットワークシステム一式（据付け、組立て、調整、機器保守等一式）

(2) 借入物品の様式等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 借入期間 平成20年2月1日から平成24年1月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 当該調達物品又はこれと同等の物品について、相当期間の生産、販売又は貸与の実績を有する者であること。

(3) 当該調達物品を確実に貸与できる者であること。

(4) 当該調達物品に係る保守、修理、部品供給等を、借入期間中円滑に行い得る者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の福島県ハイテクプラザコンピュータネットワークシステム貸借一般競争入札参加資格確認申請書に、2の②から④までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。  
 なお、平成19年8月31日午後5時までに当該申請を行わなかったときは、当該資格が与えられない場合がある。

郵便番号963-0215 福島県郡山市待池台1丁目12番地  
 福島県ハイテクプラザ企画管理グループ  
 電話024-959-1736

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成19年8月7日午後1時 福島県ハイテクプラザ3階会議室（福島県郡山市待池台1丁目12番地）

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成19年9月20日午前11時 福島県ハイテクプラザ3階会議室（福島県郡山市待池台1丁目12番地）  
 なお、郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月19日午後5時までに必着のこと。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
 (4) 契約書作成の要否 要  
 (5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : The lease of 1set Computer Network System for Fukushima Technology Centre
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 11 : 00a.m, 20 September 2007
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00p.m, 19 September 2007
- (4) Contact point for the notice : Fukushima Technology Centre, 1-12 Matikedai, Koriyama-shi, Fukushima 963-0215 Japan TEL 024-959-1736  
 (地域経済領域産業創出グループ)

公告第四百四十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
 平成十九年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日 平成十九年七月九日
- 二 名称 特定非営利活動法人ダイユーエイト災害対策センター
- 三 代表者の氏名 浅倉 俊一
- 四 主たる事務所の所在地 福島県福島市太平寺堰ノ上五十八番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、災害時に必要な物資の備蓄・調達・管理・供給に関する事業を行い、災害時にそれが大規模化・長期化した場合に自治体が行う対策を迅速に補充し、広く公益に貢献することを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第四百四十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
 平成十九年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日 平成十九年七月十九日

二 名称  
NPO法人うつくしまスポーツルーターズ

三 代表者の氏名  
湯野尻 強

四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市大森字赤沢九十九番地三号

五 定款に記載された目的  
この法人は、福島県内の様々なスポーツ活動者に対して、スポーツボランティアに関する事業を行い、スポーツ振興に寄与することを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第四百四十六号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項及び第八条の規定により、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習として、平成十九年七月二十四日次のとおり指定した。

平成十九年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 主催者の名称及び事務所の所在地  
財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目八番二号

二 開催年月日及び場所

1 クリーニング師の研修

開催年月日	場所
平成十九年八月二十二日	コラッセふくしま 福島市三河南町一番二十号
平成十九年九月二十日	いわき市総合保健福祉センター いわき市内郷高坂町砂子田一番地の一

2 業務従事者に対する講習

開催年月日	場所
平成十九年八月二十二日	コラッセふくしま 福島市三河南町一番二十号
平成十九年九月二十日	いわき市総合保健福祉センター

三 受講料

- 1 クリーニング師の研修受講料 五千円
- 2 業務従事者に対する講習受講料 四千五百円

(健康衛生領域環境衛生グループ)

公告第四百四十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第七項の規定により、次のとおり変更する旨の届出があった。なお、当該届出及びその添付書類を平成十九年七月三十一日から同年十一月三十日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマダ電機テックランドいわき平田 いわき市平上荒川字堀ノ内十三一ほか

二 変更しようとする事項  
交通に係る事項

(変更前)

- 1 交通整理員の配置計画について、オープン時及び繁忙時には駐車場出入口及び場内に適宜配置する(別紙図面のとおり)。
- 2 出入口①からの右折出庫について、出庫待ち車両が多く発生し、円滑な入庫に支障をきたすことにより市道十五丁目・若葉台線の交通に影響を与える場合には、交通整理員により左折出庫を促す。また、周辺地図を手渡す。

(変更後)

- 1 変更前の1については、交通整理員の配置計画について、駐車場出入口及び場内に適宜配置する。特に、出入口①及び出口②には、常時配置する(別紙図面のとおり)。
- なお、退店車両を右折出庫させるため、市道を直進する車両を規制するなどの違法な交通整理等により市道側に交通混雑が生じることのないよう、交通整理員に対する指導を徹底する。

- 2 変更前の2については、出入口①からの右折出庫について、出庫待ち車両が多く発生し、円滑な入庫に支障をきたすことにより市道十五丁目・若葉台線の交通に影響を与える場合には、交通整理員により左折出庫を促す。また、「迂回経路のご案内」チラシ(迂回経路は、別紙図面のとおり)を手渡し、誘導する。

また、常時配置されている交通整理員は、店内に待機している交通整理員又は従業員等を出入口①と出口②との場内分岐部等に増員配置し、出庫車両の混雑状況を踏まえ、両出口への振り分け誘導を図りながら「迂回経路図のご案内」チラシによ

いわき市内郷高坂町砂子田一番地の一



り案内する。  
迂回経路案内看板を敷地内九か所に設置する（別紙図面のとおり）。

- 三 届出年月日  
平成十九年七月十九日
- 四 届出をした者  
株式会社ヤマダ電機

（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）  
（商工総務領域商業まちづくりグループ）

公告第四百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、喜多方都市計  
画に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成十九年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 公聴会の開催日時及び場所  
日時 平成十九年八月二十一日 午後六時三十分から

- 二 公聴会の案件  
喜多方都市計画道路を変更する案

- 三 公述人の資格  
公述人になることができる者は、喜多方都市計画区域内の住民に限る。

- 四 公述人の申出  
公述人になろうとする者は、平成十九年八月十四日までに、別記様式による公述申  
出書その者の居住する市町村、福島県土木部都市領域都市計画グループ又は福島県  
喜多方建設事務所を経由して知事に提出して申し出るものとする。

- 五 その他  
1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項  
の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若し  
くは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。

- 2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市領域都市計画グルー  
プ、福島県喜多方建設事務所企画調査グループ及び喜多方市都市計画課において縦  
覧に供する。

- 3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市領域都市計画グループ、  
福島県喜多方建設事務所企画調査グループ又は喜多方市都市計画課に問い合わせる  
こと。

（都市領域都市計画グループ）

公告第四百四十九号

福島県営住宅等条例（昭和三十五年福島県条例第十九号）第五十五条の規定により、

県営住宅等及び共同施設の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり募集する。  
平成十九年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 県営住宅等及び共同施設（県北地区及び県中地区）の概要

- 1 県北地区
  - (一) 所在地 福島市及び二本松市
  - (二) 団地数 二〇団地
  - (三) 棟数 一一五棟
  - (四) 管理戸数 一、九一七戸
  - (五) 駐車場区画数 一、五七五区画

- 2 県中地区
  - (一) 所在地 郡山市及び須賀川市
  - (二) 団地数 一五団地
  - (三) 棟数 一二六棟
  - (四) 管理戸数 二、〇七三戸
  - (五) 駐車場区画数 一、七五二区画

- 二 指定管理者が行う業務
  - 1 入居者の公募に関すること。
  - 2 入居者への指導及び連絡に関すること。
  - 3 家賃及び使用料の収納に関すること。
  - 4 県営住宅等及び共同施設の維持修繕に関すること。
  - 5 その他知事が必要と認める業務に関すること。

- 三 指定管理者の指定予定期間  
平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで（三年間）

- 四 業務に係る経費  
業務に係る経費に充てるため、県は、指定管理者に委託料を支払う。

- 五 申請の資格  
福島県内に主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で  
あって、募集要項に示す条件に該当する法人等とする。

- 六 申請の手續  
1 募集要項の配布  
次に定めるところにより、募集要項を配布する。

- (一) 配布期間  
平成十九年八月一日（水）から同年九月十三日（木）まで（土曜日及び日曜日  
を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで

- (二) 配布場所  
九に掲げる問い合わせ先、福島県県北建設事務所行政グループ及び福島県中  
建設事務所行政グループで配布する。

なお、福島県のウェブページ（<http://www.pref.fukushima.jp/kenchiku/>）か

らダウンロードし、入手することができる。

## 2 募集説明会

平成十九年八月二十日(月)午後一時三十分から福島県庁西庁舎四階四〇一会議室(福島県福島市杉妻町二番十六号)において、募集説明会を行うので、参加希望者は、同月十七日(金)までに九に掲げる問い合わせ先へ参加申込書を持参、郵送又はファクシミリで提出すること。なお、募集説明会に参加しない場合でも、指定管理者の応募は可能である。

## 3 質問書

県営住宅等及び共同施設の指定管理者の募集に関し疑義があるときは、次に定めるところにより質問書を提出し、回答を受けることができる。

(一) 提出期間 平成十九年八月二十日(月)から同月二十七日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時まで

(二) 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、九に掲げる問い合わせ先まで提出すること。

(三) 回答方法 質問者及び募集説明会に参加したすべての法人等に、ファクシミリ又は電子メールで回答する。

## 4 申請書等の提出

指定管理者の指定を受けようとするものは、次に定めるところにより指定管理者指定申請書等を提出すること。

(一) 提出書類 指定管理者指定申請書及び事業計画書その他の募集要項に定める書類

(二) 提出部数 二部(正本一部及び副本一部)

(三) 提出期間 平成十九年八月三十日(木)から同年九月十四日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時まで

(四) 提出方法 九に掲げる問い合わせ先に持参又は郵送すること(郵送による場合には、書留郵便によるものとし、(三)に掲げる提出期間内に必着のこと)。

## 七 指定管理者の指定

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年福島県条例第六十八号)第三条各号に掲げる基準に基づき総合的に審査し、最も適当と認める法人等を指定管理者の候補団体として選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

## 八 その他

詳細は、募集要項による。

## 九 問い合わせ先

福島県土木部建築領域建築住宅企画グループ(福島県福島市杉妻町二番十六号 福島県庁西庁舎四階) 電話〇二四一五二一七五一九、七五二〇 ファクシミリ〇二四一五二一七九五五 メールアドレス [kenchikukakaku@pref.fukushima.jp](mailto:kenchikukakaku@pref.fukushima.jp)

(建築領域建築住宅企画グループ)